

第十九回国会 文部委員会 議録 第三十三号

昭和二十九年五月二十二日(土曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事竹尾 式君 理事長谷川 峻君

理事田中 久雄君 理事野原 覺君

理事松平 忠久君

伊藤 輝一君 岸田 正記君

坂田 道太君 原田 憲君

山中 貞則君 町村 金五君

高津 正道君 前田榮之助君

出席政府委員

文部政務次官 福井 勇君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大) 稲田 清助君

文部事務官(学術局長) 近藤 直人君

文部事務官(管理局長) 菅原 直人君

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

本日の会議に付した事件

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

○田中(久)委員 ただいま議題となりまして教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、二、三の点について質問をいたしたいと思うのであります。

第一点は、従来の免許法にはなかつたもので、高等学校の教諭の一級免許状を付与する制度が新しく設けられることになりました。この改正案では、大学院を卒業して修士の学位を有する者、または大学の専攻科において一年以上在学して三十単位以上を修得した者には、直接に高等学校教諭の一級免許状を授与するという事になつておるのであります。これは教員養成審議会で答申せられたものとは異つておると聞いておるのでありますが、いかなる理由によつてさうな決定を見られたのであるか、これが第一点であります。

○稲田政府委員 ただいま御質疑の点でございますが、お話のごとく、新たに別表の第一の高等学校教諭の欄におきまして、一級免許状取得の項を設けたわけであります。これは従来の免許法におきまして、別表第一が他の学校につきましては一級免許状の取得の道があるにかかわらず、高等学校においで欠けておりました。これは免許法制定当時におきましては、まだ大学院が形成途上でありまして、大学を卒業いたしました者が学習いたしました課程につきましては、いまだ大学院基準もできておりませんし、あるいは博士、修士というよりな課程ないし学位もきまつて

なかつた時代であります。また専攻科という問題につきましても、その構想が明らかでなかつたのであります。當時におきまして当然一級免許状取得の道を考慮すべきであつたのでありますけれども、さういふような状況でありましたので、まあしばらくそれはおくことにいたしました。現行法の別表第四、改正法の第三におきまして検定によりましてのみ一級を取得するという方法を開いておつたわけであります。

これにつきましては私どももいたしました。これは、すでに大学院基準もできましたし、国公私立を通じまして大学院もできております。また専攻科も順次充実しつつある今日といたしまして、何かさうに法的の措置をすべき機会をうかがつておつたわけであります。一方教員養成審議会におきましては、この高等学校教諭の免許状につきまして、たまたま一方教育課程審議会におきまして高等学校の教育課程を論議せられておつた時期でありましたので、この審議の目標として高等学校のこの問題につきましては一応見送らうかというお話もあつたわけであります。さうしてこの審議会が大休終了いたしましたので、今一方教育課程審議会の状況を見ますと、当初予想したほど根本的高等学校の教育課程の変更もないように見受けられますし、今の教員養成審議会の方は御答申がなかつたのでありますけれども、免許法改正は相当全般的にわたつての改正でありますので、この機会に懸案でありました点を

見送るのはいかがかと思ひまして、答申はありませぬけれども、別に答申の趣旨とも反する点でもなからう、審議会の論議の経過から見まして、この点特に反対の御意見もなかつたということで、文部省限りで措置したよりな次第であります。

○田中(久)委員 次に第二点として、大学院は、学術の理論及び応用を教授研究して、その深奥をきわめしめるところであり、また大学の専攻科は、大学を卒業した者に精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導するところであつて、大学院も専攻科も教員の養成機関、職業教育をするところでないことは、これは当然であります。しかしこの兩者の修了者に一級免許状がただちに授与されるといふことは、学力から見てもさしつかへはないことであるけれども、これを別表第一の中に規定するといふ結果、大学院及び大学の専攻科はさながら教員養成の機関であるかのような感じを一般に与える結果になるのではないかと、大学院及び専攻科の設置の本来の趣旨と混淆を来す憂いがないかどうか、この点について当局のお考えを伺いたいのであります。

○稲田政府委員 ただいまのお話の点でございますが、別表第一におきましては、なるほど小学校、中学校、高等学校が相並んで同じ体裁で規定せられておられます。しかし実際問題といたしましては、小学校、中学校の義務課程の教員養成は、いわゆる計画養成とい

たしまして養成いたしておるわけでございますが、高等学校につきましては、現状のところ何ら計画養成がないわけでありまして、今新たに別表第一を改正いたしましたして、一級免許状取得の欄を高等学校に設けたといつたとしても、やはりその点は、高等学校につきまして、別に計画養成コースを大学院出あるいは専攻科出といつた考えではないわけでありまして、ただいまお言葉にもありましたように、大学院出あるいは専攻科を出ますよりな実力のある人があつたといつたならば、それは高等学校の教諭として、一級免許状取得者として待遇するのが適当だ、こつちの考えであります。従いまして、今後高等学校教員養成の目標を大学院に置くとかあるいは専攻科に置くとかいふ問題がただちにこの別表の改正から出るのではない、私どもはさういふつもりであります。

○田中(久)委員 第三にお伺いいたしますことは、高等学校の教科と大学院及び専攻科の整備状況についてであります。改正案によりまして、大学院を終えて修士の学位を持つてゐる者、または大学の専攻科において一年以上在学し、三十単位以上を修得した者は直接に高等学校教諭の一級免許状を取得することができるようになつておる。これを裏から見ますと、高等学校の一級免許状をとるためには、専攻科に一年以上在学するが、大学院において修士の学位をとるかさえすればよいことになるのであります。それゆゑに、

たしまして養成いたしておるわけでございますが、高等学校につきましては、現状のところ何ら計画養成がないわけでありまして、今新たに別表第一を改正いたしましたして、一級免許状取得の欄を高等学校に設けたといつたとしても、やはりその点は、高等学校につきまして、別に計画養成コースを大学院出あるいは専攻科出といつた考えではないわけでありまして、ただいまお言葉にもありましたように、大学院出あるいは専攻科を出ますよりな実力のある人があつたといつたならば、それは高等学校の教諭として、一級免許状取得者として待遇するのが適当だ、こつちの考えであります。従いまして、今後高等学校教員養成の目標を大学院に置くとかあるいは専攻科に置くとかいふ問題がただちにこの別表の改正から出るのではない、私どもはさういふつもりであります。

たしまして養成いたしておるわけでございますが、高等学校につきましては、現状のところ何ら計画養成がないわけでありまして、今新たに別表第一を改正いたしましたして、一級免許状取得の欄を高等学校に設けたといつたとしても、やはりその点は、高等学校につきまして、別に計画養成コースを大学院出あるいは専攻科出といつた考えではないわけでありまして、ただいまお言葉にもありましたように、大学院出あるいは専攻科を出ますよりな実力のある人があつたといつたならば、それは高等学校の教諭として、一級免許状取得者として待遇するのが適当だ、こつちの考えであります。従いまして、今後高等学校教員養成の目標を大学院に置くとかあるいは専攻科に置くとかいふ問題がただちにこの別表の改正から出るのではない、私どもはさういふつもりであります。

高等学校の一級免許状をとりたいたいという者は、大学院に三年間も在学する必要はないということになるのであります。従つて大学の専攻科は、高等学校教諭の一級免許状を授与するためのいわば教員養成の課程となる。しからば現在の専攻科の設置状況は、はたして高等学校の全科目にわたつて教員養成を引受けるほどの整備がされているかどうか。その整備の実情はどの程度になつておるかということが私の間いたるところであります。なお大学院についても同様であります。どの程度の教員が出る整備状況にあるかという程度を伺いたたいのであります。

○福田政府委員 大学院におきましては、国立が一学年定員約三千人、私立が一学年定員三千人、全体で六千人程度の定員を擁しております。一面専攻科につきましては、国立、公立、私立を通じて、全体といたしまして一学年定員が約一千六百人程度でございます。これは御指摘のように、量といたしまして、これをもし計画養成として考えますれば役にも立たぬ程度の少数の量でございます。ただ先ほどお答え申し上げましたように、高等学校につきましては、今までも、また将来といえども、計画養成をしなればならぬというほど需給状況が差迫つていない。むしろ内容におきましていい資格を得た人が高等学校に招致せられるのが必要だというような状況であるわけでありまして、新たに大学院あるいは専攻科を出した優秀な人々が高等学校に向う場合に、一級をもつて選ずるといふことになりますれば、自然優秀なる人を招致しやうい、そういう程度にとどまるわけ

あります。専攻科あるいは大学院の養成定員が非常に少いわけでありまして、これを聞くことは決してむだではないと私もは考へるわけでございます。○田中(久)委員 整備状況が、お説の通り必ずしも多数でもないし、またそれほど逼迫もしていないというところはよくわかつたのであります。高等学校の全科目にわたつて教員養成が行われているかどうか、一部に固まつていないというところはないかどうか、この点はいかがであるかということが一点と、それから現状では一級免許状をただちに授与する規定を設けることが早過ぎる危険はないかどうか、もう少しおそくてもよいではないか、あるいは何かの都合であるのか、こういう大改正はもう再々やるものではないから、今ただちに置こうということも一つのりくつてありましようが、今ここに一級免許の欄をこの改正において必要とする理由はどこにあるか、この点について伺いたたい。

○福田政府委員 ただいま御指摘がありましたように、従来高等学校教員の供給源を考えます場合に、文学部、理学部あるいは社会科学の關係の学部卒業生は多いのでありますけれども、いわゆる実業方面の学部の教員が、養成として非常に足りない、あるいはまた、函電、工作、音楽というより特殊な学部の教員が、供給として足りないという現状にあることを私もとしてみても痛感いたしました。ここ何年来予算について特別御考慮を願ひまして、たとえば農業について一学部、工学について七学部、水産について二学部といふように、実業教員養成課程も設けて

いただきましたし、一面各地方々々におきまして、音楽、函電、工作あるいは体育、書道というより特殊な学科に入り、高等学校、及びこれは中学校も漸次充実して行き、供給のバランスもとりたたいと考へているわけでございます。それから今日高等学校の一級免許状取得の欄を設けることは早きに過ぎるじやないかという御意見でございます。これはいろいろの観点から論ぜられる問題だと思ひますけれども、私どもといたしましては、すでに私立大学で早く大学院あるいは専攻科を設けました学校におきましてはもう卒業生が現実に出ております。それから国立学校におきましては昨年から大学院に修了課程が始まつておりました。将来志を立てて大学院あるいは専攻科に入らうとする者が出た場合に、高等学校教員としてはいかに遇せられるかという事を示すべき時期がもう到来しているじやないか、現実に卒業生は少いたしたしましても、すでに入学者が非常に多いわけであり、志望者が年々あるわけでありまして、その目的を示す時期が来たかと私も考へてこの改正をお願いした次第でございます。

○田中(久)委員 次に、現在高等学校の教員のうちで一級免許状を持つておるのは二割程度だと聞いております。そうすると、残りの八割の教員は、一級を得るために現行法の通り三年間の教職経験と十五単位の修得を必要とするわけでありまして、専攻科に一年行つて三十単位とればただちに一級免許状がもらえるというのと比べますと、専攻科を出た者が非常に

なるというところで、古い者がいささか不公平に扱われておるような感じを持つのではないかと気がするのであります。この点はどうか。○福田政府委員 この免許法全体の体系におきまして、まともな大学を出て一級の免許状を取得する者と、現職にありながら、現職における長年の経験を積みながら、かた／＼再教育を受けて上級免許状を取得する者の権衡が、従来は／＼論ぜられておつたわけでありまして、それらに／＼がみまして、今回全般的に改正をいたしました。今回の改正の一つの主要眼目として、教職の経験年数を再教育の単位に換算いたしますその換算の程度を多くする。逆に申しますれば、経験年数の長い人は、再教育の単位を受けること少きをもつて足れりというような改正をいたしました。また、二級免許状を従つて、大学を出て二級免許状を持つて現職にある方々をいたしまして、かなり在職いたすをいたしまして、大して苦痛なく上級免許状に切りかえすることができるといふ点で救われるという措置をとつてある次第でございます。

○田中(久)委員 次に、高等学校の助教諭となるためには短大二年の在学を必要とする、この点は、教員の資質を向上して教育の充実をはかろうとする考えからまことにけつこうであると思ひます。小中学校においては、高等学校を卒業しただけで助教諭になれるようになつておる。小中学校、わけて中学校では、高等学校を卒業しただけで助教諭が勤まると考へているか、少くとも小中学校においても、助教諭となるに

は短大卒くらいを必要とするかということでありまして、お考へを伺いたたいと思ひます。○福田政府委員 元來免許法の建前が、一面において需要供給を考へながら、教員の充実度合いを考へながら、また教員養成の現状というものと見合つて規定しなければならぬ。従ひまして、新しい教育制度樹立後間もない今日までといたしましては、免許制度におきましても、仮免許あり、臨時免許あり、経過的に、養成としては好ましくないからぬ／＼な段階を設けるを得なかつた。ところで今回は、充実度合いと養成の状況を見まして、いよ／＼もう仮免許は廃したわけでありまして、一段階抜いたわけでありま

す。さらにまた将来は、一級、二級の正教員ばかりで充実に得る時期を招来いたしたいと願つたわけでありまして、そのうちでも高等学校の点につきましては、臨時免許状所有者がわずか三割である。従ひましてこの程度を二年上げまして、実際の教育現場にはさしつかへもない。実力から見れば好ましいことだといふ点で改正いたしましたけれども、ただいまお述べになりました小中学校におきましては、なお一九〇の臨時教員があり、中学校におきましても九〇の臨時教員があるわけでございますから、ただちにこの中学校の臨時教員を高等学校卒業程度からさらに上げるということになりますと、教員充足という現場から見ても無理があるのではないかと考へて、わ／＼としてはなるべく早い機会におきましてこういふ臨時教員免許状というものはなくしたい念願で努力いたしたいと考へております。

○田中(久)委員 最後にもう一つだけお伺いしますのは、この新しくできま

す高等学校の一級免許状の問題であり

ますが、従来大学を出て三年経験を持

つという場合に、一級免許状を初めて

もらえらるという者にとりまして、高等

学校の教育経験がなければならぬとい

います。ただいまお話がありましたよ

うに、小学校と中学校は、これはまあ非

常に教科の内容が違ふ、片一方は全科

担任であり片一方は教科担任である。

ところが教育現場から申しますと、中

学校と小学校との相互転換の事例が非

常に多いのでございます。従来現場か

らの要求としては、小中間の経歴年数

を過算したいという御要求のみを伺つ

ておつたのでありまして、従来の実情

から見ますと、中中間の異動という

ものは割合に少かつたのでございま

あるいは俗にいう手ずるであるとかい

うことで、優秀な教員が中学校におつ

て、あるいはそれよりも実質的に適当

でない人が高等学校におる場合もあり

得ると考えます。そこで、原則として

そういう道が開かれないにしても、そ

ういう非常に優秀であつて、しかも人

員充足の場合にいらなかつたというよ

うな理由があつたり、あるいは適当

な手づるがなかつたというような場合

に、むしろ高等学校の教員として非常

に適當である人たちが、中学校に行つ

ておるといふことがあり得ようと思

いますので、何らかの道を開いて将来そ

ういう者は高等学校に行ける道をお考

えになることが、教育上非常に必要で

あらうかと思ひます。将来ひとつ御研

究をお願いしまして私の質問を終りま

す。この新しくできま

す高等学校の一級免許状の問題であり

ますが、従来大学を出て三年経験を持

つという場合に、一級免許状を初めて

もらえらるという者にとりまして、高等

学校の教育経験がなければならぬとい

うことになつておりますが、この点

現在の中学校は昔の義務教育時代の高

等小学校とは違つたのでありまして、教

授内容も学科担任になつておること

で、高等学校の教育と中学校の教育と

は多少そこに難易の差はありますけれ

ども、学校の教え方、学科担任制から

見ますと、同じ程度の教育を受けた者

が自分の赴任した中学校か高等学校に

おいて専門的に教えておるにかかわら

ず、高等学校の経験のある者だけが

一級免許状をもらつて中学校の者は

もらえない、こういうことから非常に中

へ行く教師に不平が出ておるといふこ

とになるのであります。中学校と高等

学校は教える内容が違ふと言へばそれ

まででありまして、同じ学歴

で、そして同じような形の担任制に

よつて教育をやつておるのであります

から、この点はたとへば中学で地理な

ら地理、数学なら数学を二年教えた、

高等学校で一年教えたという場合に

は、一級免許状をやるわけに行かない

のかどうか、やることのできない理由

はどういうことであるかということ、

またそれを将来何とかするお考えがあ

るかどうか、この点を少し詳しく伺

たいと思ひます。

○稲田政府委員 ただいまのお話の点

は従来といへども教育現場からお話が

あることでありまして、われわれとい

たしまして研究して参つたのでござ

います。ただいまお話がありましたよ

うに、小学校と中学校は、これはまあ非

常に教科の内容が違ふ、片一方は全科

担任であり片一方は教科担任である。

ところが教育現場から申しますと、中

学校と小学校との相互転換の事例が非

常に多いのでございます。従来現場か

らの要求としては、小中間の経歴年数

を過算したいという御要求のみを伺つ

ておつたのでありまして、従来の実情

から見ますと、中中間の異動という

ものは割合に少かつたのでございま

す。しかし事の理論から申しますれば、

中中間はいずれも教科担任であつてこ

れは内容が非常に近いのでございま

す。従つて小中間において考えにくいの

とは違ひまして、性質としては考えや

すいのでございましてけれども、しかし

ながらやはりわれわれの従来のお考えと

いたしましては、中学校の教員と高等

学校の教員とは、教科の立て方は同じ

でありまして、程度と専攻する程度が実際

として非常に違つておる。従つてその

教育経験をそのままお互いに融通し合

うほど両方が同質なものでもないのじ

やないかということ、その点を踏み

切れずに今日までいるわけでありま

す。踏み切れずにおりながらも、これは

十分考えなければならぬ問題としてお

るわけでありまして、ただいま御呈示

になりました問題は、われわれとい

たしまして今後ともいろいろの観点か

ら研究いたしたいと思つております。

○田中(久)委員 さらにこの点につ

て補足して私の希望を申し述べたいと

思ひますが、教員になる人が必ずしも

人物成績その他のみで採用せられな

い。あるいは任地の関係であるとか、

あるいは俗にいう手ずるであるとかい

うことで、優秀な教員が中学校におつ

て、あるいはそれよりも実質的に適当

でない人が高等学校におる場合もあり

得ると考えます。そこで、原則として

そういう道が開かれないにしても、そ

ういう非常に優秀であつて、しかも人

員充足の場合にいらなかつたというよ

うな理由があつたり、あるいは適当

な手づるがなかつたというような場合

に、むしろ高等学校の教員として非常

に適當である人たちが、中学校に行つ

ておるといふことがあり得ようと思

いますので、何らかの道を開いて将来そ

ういう者は高等学校に行ける道をお考

えになることが、教育上非常に必要で

あらうかと思ひます。将来ひとつ御研

究をお願いしまして私の質問を終りま

す。

○辻委員 他に質疑はございませ

んか。なければ両案に対する質疑はこ

れにて終了いたしたいと存じますが、

御異議ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○辻委員 御異議ないものと認めま

す。よつて両案に対する質疑を終了す

るに決しました。

この際坂田君外二十四名より両案に

対する修正案が提出されております。

修正案の趣旨説明を求めます。坂田道

太君。

○坂田(道)委員 今回の政府提案にか

かります教育職員免許法の一部を改正

する法律案並びにその施行に伴う関係

法律の整理に関する法律案に對しまし

て、産業教育振興法の精神を生かし、

実習教育の充実をはかり、仮免許状の

廃止に伴う教員の負担加重を防ぐ等の

過渡の規定を一層整備する目的をもち

まして、私外二十四名から、次に申し

上げる通りの修正案をいたす次第で

ございませぬ。

教育職員免許法の一部を改正す

る法律案に対する修正案

教育職員免許法の一部を改正する

法律案の一部を次のように修正す

る。

第四条の改正規定中「同条第五項

とする」を「同条第五項とし、同項

第二号中「家庭」の下に、「家庭実

習」を加ふる」に改める。

第九条の改正規定中「同条第二項

とする」を「同条第二項とし、同項

中「一年間」を「三年間」に改め

る」に改める。

附則第九項の改正規定中「に改

め、同項を附則第七項とし」を「に、

二年(特別の事情のある都道府県で

政令で定めるものにあつては、三

年)を「六年」に改め、同項を附

則第七項とし」に改める。

この法律案による改正後の別表第

三の備考第五号の改正規定中「その

こえる単位数」を「、そのこえる単

位数を限度として、当該最低単位数

」に改める。

別表第五の改正規定の第一欄中

「農業実習」を「家庭実習、農業実習」

に改める。

附則第二項中「授与若しくは交付

を受けている者」を「授与を受けて

いる者、旧施行法の規定により小学

校、中学校若しくは幼稚園の教諭の

仮免許状を有するものとみなされて

いる者」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 この法律の施行後、昭和三十三年

三月三十一日までに旧法第五条

別表第一に規定する小学校、中学

校又は幼稚園の教諭の仮免許状に

係る所要資格を得た者及び同日ま

で、文部省令の定めるところによ

り、旧法第六條別表第四に規定

する小学校、中学校若しくは幼稚

園の教諭の仮免許状に係る所要資

格、同条別表第五に規定する中学

校若しくは高等学校において職業

実習、農業実習、工業実習、商業

実習、水産実習若しくは商船実習

を担任する教諭の仮免許状に係る

所要資格又は同条別表第六に規定

する養護教諭仮免許状に係る所要

資格を得たものと認められる者

は、昭和三十三年三月三十一日ま

で、新法第三條第一項及び第二項

の規定にかかわらず、それぞれ、

当該所要資格に相当する学校の教

諭(講師を含む)又は養護教諭

の職にあることができる。

附則第四項の表及び同表の備考を

除く部分中「前二項」を「前三項」

に、同項の表の小学校、中学校又

は幼稚園の教諭の二級普通免許状の

項第二欄中「前二項」を「第二項又

は第三項」に、同表の高等學校教諭

二級普通免許状の項第二欄中「前二

項」を「第二項又は前項」に、同表

の中学校又は高等学校において職業

実習又は農業実習、工業実習、商業

実習、水産実習若しくは商船実習を

担任する教諭の二級普通免許状の項

第二欄中「第二項」を「第二項又は

第三項」に、養護教諭二級普通免許

状の項第二欄中「第二項」を「第二

項又は第三項」に、同表の備考第一

号中「前項」を「前二項」に、同備

考第六号中「第二項の規定」を「前

二項」に改める。

三

第一類第七号 文部委員会議録第三十三号 昭和二十九年五月二十二日

三項の規定」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に應じ、それぞれその下欄に規定する年数」とあるのを「通算して、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者にあつては十三年、高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者にあつては十四年」と読み替へるものとする。

附則第六項中「別表第三」の下に「又は同項別表第五」を加え、「及び同法附則第四項」を「若しくは同法附則第四項又は前項」に、「と読み替へるものとする」を「と、新法第六条第二項別表第五の表の高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商業実習を担任する教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三年以上」とあるのを「六年以上」と読み替へるものとする」に改める。

附則第十七項及び附則第十八項を次のように改め、附則中第十六項を第十九項とし、第十二項から第十五項まで順次三項ずつ繰下げ、第十一項まで順次二項ずつ繰下げ、第五項を第六項とし、第四項を第五項とする。

20 中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に關する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、新法第五條第三項本文の規定にかかわらず、その者が同条

第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

21 高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は船舶実習を担任する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に關する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、新法第五條第三項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号又は同条第三項但書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。

22 前二項の規定は、当該臨時免許状の授与を受けようとする者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業年数が、通算して九年に不足する場合は、その不足する年数に二を乗じて得た年数をその者の当該実地の経験年数から差し引いて、適用するものとする。

23 第二十項又は第二十一項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは船舶実習についての助教諭の臨時免許状を有する者に二級普通免許状を授与する場合については、新法第五條第一項第二号の規定は、適用しない。この二級普通免許状を授与された者に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

24 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は当分の間、第二項又は第三項の規定により小学校、中学校又は

は幼稚園の教諭の職にあることができる者は昭和三十八年三月三十一日まで、第二項から第四項までの規定により高等学校の教諭の職にあることができる者は昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三條第一項及び第三項の規定にかかわらず、盲学校、ろう学校又は聾聾学校の相当する各部の教諭となることが出来る。

4 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五條別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六條別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日までの規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。

新附則第六項の次に次の一項を加える。

7 高等学校助教諭免許状は、当分の間、新法第五條第三項但書の規定にかかわらず、同項但書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

ては、同項の表第六号下欄中「二」とあるのを「二三」と読み替へるものとする。

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案に対する修正案

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中教育職員免許法施行法第七條第二項の改正規定中「に改める」を「に、同項の表第四号上欄中「仮免許状」を「臨時免許状」に改め、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる」に改める。

7 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

これより採決を行います。

○辻委員長 起立総員。よつて修正部分を除いては原案の通り決しました。

○辻委員長 起立総員。よつて修正部分を除いては原案の通り決しました。

○辻委員長 起立総員。よつて修正部分を除いては原案の通り決しました。

○辻委員長 起立総員。よつて修正部分を除いては原案の通り決しました。

○辻委員長 御異議ないようでありませうから、さうに決しました。

○辻委員長 野原君より緊急質問の申出がありますのでこれを許します。野原君。

○野原委員 私は次の二点につきまして、緊急に文部当局に質問いたしたいと思っております。その第一点は、熊本市の癩病患者の未感染児童の保育所龍田寮といるのがあるのでございませうが、その未感染児童保育所の龍田寮児童の黒髪小学校という近所の学校への通学問題についての質問であります。

もう一点は、去る五月十三日に岐阜県那賀郡徳山村の本郷部落がほとんど全焼をいたしました。役場、学校、郵便局その他村の主要な建物がごとごとく焼失いたしております。この点に対して文教施設の復旧状況はどうなっておりますのか、この問題でございませう。

そこで第一点の龍田寮児童の通学問題についてでございますが、私の質問の趣旨を明確にさせる意味からも、ただいま私の党に実は全国の癩病養育所の入園者代表末木重郎君から陳情書が参っております。簡単にございませうから読み上げてみたいと思っております。前文を省略いたします。龍田寮児童二十三名申新たに一年生に入学する子供が四名おるわけでございますが、この龍田寮に收容されておる子供は、申し上げるまでもなく親は癩病でございませうけれども、生れるとただちに親から引離したくないわゆる癩病にはかかつていない未感染児童でございませう。この二十三名のうち、新入学生の四名が、近くの熊本市内の黒髪小学校というの

がございませうが、そこに入学することになりますので、癩病者を收容しております宮崎県長並びに熊本医大におきましては、その父兄が癩に罹患していても、子供は何ら他に弊害を及ぼすことはない健康児である旨を認定いたしました。これに基いて熊本市の教育委員会等関係方面もその入学の妥当性を認めて一応通学の運びとなつたのでございませうが、これに反対する黒髪小学校PTAの反対派の方々がストライキをやつたのであります。同盟休校を行い、また同盟休校実行委員会が校長室を占拠いたしました。自由

に登校する児童の抑圧等の非常手段に出ましたために、この問題は非常に紛糾をして、同校は一箇月余も休校をしておる現状にあるのでございませう。その間熊本市の議会の文教委員会奔走とあつせんにより、通学児童四名の再診療を行うというので一応妥協的狀態にもなつたと思つたのであります。が、熊本市教育委員会のおつせんにより、再診療をいたし、あらためて健康なることが立証されたにもかかわらず、反対派はこれを一蹴いたしまして、遂に市教委もやむを得ず手を引くに至つたのであります。

このようにして不幸な子供たちの人權は実にありあつたのごとく衆を頼む暴圧の前に蹂躪されておるわけでありませうが、越えて五月六日、市教育委員会より子供四名のうち三名の通学を許可する旨の通達があり、龍田寮担当者ももとより全関係者を憤激させています。

そこで私の御質問いたしたいことは、この問題は単に子供四名の問題でございませう。しかもなおその四名のうち一名だけが理不尽にも切離されて、いわゆるPTAの反対派の感情をなだめるところから、一名とてかく神経にちよつと異常があるところ、癩とは全然別個の、健康児童にもあるのだ、こう熊本医大校長が言つておるにもかかわらず、何とかして問題を収めなければならぬといふので、一人の子供だけが切離されたといふことは、実にゆゆしい人権蹂躪の問題であらうと思つておるのか、詳細な経過を知つておるのか、詳細なる経過を知つておるならば、まず文部当局がこの問題に対して承知しておるところの経過をこの委員会において詳細に御発表いただきたい。そのあなた方が把握しておられる経過の上に立つて私はなお二、三の点を質問したいと思つておる。

○緒方政府委員 熊本におきましますただいまお話のありました件でございませうが、お話の通りにこの問題は相当長い間同盟休校あるいは臨時休校が続いておりました。その経過につきまします申上げたいと思つておる。

私、実は少し遅れて参りましたので、ただいまお読み上げになつてお話しになりましたらうちに経過も相当あつたかと思つておるが、御承知のことと存じます。龍田寮の黒髪分校に從來通学させておつたのに対して、黒髪本校に通学させるようにという要求が癩病園の患者の人々から出たことから問題は発足いたしておるのであります。これにつきまして市の教育委員会をいたし

ましては、いろいろと研究をいたしたのであります。ただちに龍田寮の要求通りに実現いたしますためには、いろいろと設備の関係等もございませうので、研究をいたしておつたのでございませうが、癩病園側をいたしましては、これを法務局に申告をされまして、法務局の問題として問題が取上げられたのであります。そこで法務局の方でいろいろ調査をされました上、委員会に對しまして、これは本校に通学させることは適当ではないかといつたような意向が表明されておりました。しかし委員会をいたしましては、ただいま申しました通り、これはPTA側の意向もいろいろある折からでありますので、十分納得を得た上で実現しなければならぬといふので、PTAに對しては十分な折衝を行つたようでありませう。なおこれはいろいろ法規関係もあつたので、そういうことにつきましても十分調査をしたのであります。ところがPTA側の意向の中におきまして相当反対の意見が強くなりました。このことのために相当紛糾しまして、四月八日から同盟休校が始まつたわけでありませう。この点につきましては、ただいまお話になりましたような事実があつたようでありませう。ただ、しかし全部を父兄が反対をしたわけではなかつたようでありませう。一部の児童につきましては、黒髪本校におきまして普通の授業が行われておりました。かような状態が長く続きまして、いろいろと委員会としても手を尽したようでありませうけれども、なか／＼問題が解決いたしません。四月二十二日に至りまして臨時休校の処置をとり、その間いろいろと県の教育委員会等におきま

しても心配いたしました。相談なんかいたしました結果、ことし一年生に入ります児童が四人おりますが、その四人の者につきまして問題を取上げたのであります。そして四人の児童を熊本医大で検査いたしました。これもただいまお話がございましたけれども、それですつかり病気の状況が完全であるといふことならば入れようといふことで、話の納まりがつきかけて来たのであります。そこで検査をいたしました結果、熊本の検査によりまして、四名のうち一名はまだ観察を要するといふ結論が出たのであります。従いまして本校にただちに入学するよりも、龍田分校に入れまして、もしばらく分校に通学させることが必要であるといふことになつたのであります。その熊本医大の診察の結果をちよつと申し上げます、現在客観的に察知されるような症状が発現しておるとは認められないけれども、今後注意して観察する必要があるといふのであります。この結論に基づきまして、市の委員会をいたしまして、一名のみは分校になお置くといふ結論を出しました。そうして現在三名は黒髪本校に入学いたすことになり、一名だけは分校に通学する、こういうことから、PTAの方とも相談をいたしました結果、五月の七日に臨時休業を解きまして開校の運びになつておりました。大体以上のような経過を経まして、ストライキ、それから臨時休業といふ非常な遺憾な状態は解消いたしておるようでありませう。以上大体の経過を申し上げましたが、文部省をいたしましては、この問題が起りました当初から非常に注意をいたしまして、市の教育委員会に

対しまして実情の報告等を求めて参つたのでございます。しかし、事柄が非常に複雑しておりますので、市の教育委員会でも非常な苦心があつたようでございます。端的な結論はなかく出にくかつたようでございます。関係者が上京をして初めて報告を受けたような事情でございます。文部省といたしまして、ストライキ等のことはまことに遺憾なことでございますけれども、この問題自体につきましては、いろいろと難患者の症状等につきましては、文部省としてはよくわかりませんので判断がつかせませんが、市の教育委員会の実情に即した解決を期待しておるといふことでございます。

○野原委員 問題は、結局一名だけが切り離されて三名を登校させるということとで五月七日に解決した。これは緒方局長が答弁された通りであらうと思ふのですが、この一名だけを切り離したという事は、これは当初熊本医大では四名とも健康児であるという主張をしておつたと思ふのでございます。ところがどうしても開校しなければならぬ。反対派のPTAの動きというものもが強烈であるために、これを感情的にも宥和せしめる必要があるというので、熊本市の教育委員会はこの反対PTAの心情をやらねばならぬための苦肉の策として、熊本医大と相談をして、そうしてこの一名の子供を犠牲にするということによつて問題の解決をしたということが、私は重要な点ではなからうかと思ふ。この点については、御承知かと思ふますが、熊本の法務局人権擁護課では、この熊本市教育委員会の裁定は断じて承知できない、これは人権上ゆゆしい問題であるといふので

反対の声明をしておるので。今緒方局長の答弁を聞いておると、私の質問は経過についての質問ですから、客観的な報告でもけつこうではございませぬが、熊本法務局の人権擁護課がこの裁定は承知できないという声明をし、またあなた自身が把握されておる経過の上に立つて考えても、これは苦肉の策として、PTAの心情をやらねばならぬ手段として一名を犠牲にしようとする、たとい一人の子供であらうとも、その子供はかわいそうに泣いておるのです。どうでもないのに、自分一人は難病だといふ烙印を押されたのです。これは重大な問題です。私は単に一人の問題じやないと思ふ。

○福井(男)政府委員 野原委員から先ほど、一名が切り離されたが、その実情は、神経の異常があつたようであつて、指摘されたような病状ではないといふふうにお話がありまして、これら点については、野原委員のお話によつて啓発されました。法務局人権擁護課がどういふような声明をして、その詳細な資料が私に届いてはおられません。なおよく調査しまして、そういう犠牲をあえて医大と話し、あるいは関係者が無理にそうしたということが、ないと思ひますけれども、あつてはたいへんだと思ひますので、よく調査したいと存じております。

○野原委員 政務次官は大臣のかわりとして出席をされているのですが、啓発されたというより、そういうふうな答弁では、この問題の私の質問に対する答弁にはならない。だが考へたつて、自由党の諸君だつてそう思われらうと思ふのです。あなたも知つておる様に、四月の八日からストライキが始まつて、そうして約一箇月間の問題は紛糾して来ているのです。それを、私の質問がしごくごもつともでございますから啓発をされました、われわれとしてもしかるべく調査をして善処してみたいと、こういう紋切型の答弁は、教育の責任の地位にある文部当局の答弁としては了解できない。そこで私は重ねてお尋ねをする。なお手紙にはこういうことも書いておられますから、その質問をする前に認み上げておきますが、「私共と致しましては、既にこの通学問題が各方面の正しい御理解をいただいで居るにもかかわらず、如斯解決を見ない事に対しては、難に對する認識の欠乏と誤つた觀念に依るものと存じまして、その反対する方々の感情の激発を十分に考慮し、」難患者の諸君が、これは怒つてはいけな

にも敢てさらけずに隠忍を重ねて今日迄参つたのであります。此度の市教育委員会の通達に見られる様な裁定に對しては飽迄も反対致すものであります。私共は国民の皆様の御理解をいただいて、この塵埃の身を療養所に頼らせていただいで居りますが、私共の健康な子弟が、恰も私共と同様に危険視されることは、私共の耐えられぬ哀しみであります。一と、私はこの文章を誦んで泣かされたのであります。この気持はよくわかると思ふ。これに對して文部省は、ただ事を何とか糊塗したつて、自由党の諸君だつてそう思われらうと思ふのです。あなたも知つておる様に、四月の八日からストライキが始まつて、そうして約一箇月間の問題は紛糾して来ているのです。それを、私の質問がしごくごもつともでございますから啓発をされました、われわれとしてもしかるべく調査をして善処してみたいと、こういう紋切型の答弁は、教育の責任の地位にある文部当局の答弁としては了解できない。そこで私は重ねてお尋ねをする。なお手紙にはこういうことも書いておられますから、その質問をする前に認み上げておきますが、「私共と致しましては、既にこの通学問題が各方面の正しい御理解をいただいで居るにもかかわらず、如斯解決を見ない事に対しては、難に對する認識の欠乏と誤つた觀念に依るものと存じまして、その反対する方々の感情の激発を十分に考慮し、」難患者の諸君が、これは怒つてはいけな

この問題については、よく文部当局としてとれるだけのことはしたいといふので、今も、先ほど申しました通り調査をし、そうして善処したい、こういう考えを持つておられますので、誤解のないように、糊塗するといふ気は毛頭ありませんので、御了解を願ひたいと思ひます。

○福井(男)政府委員 野原委員は、わざわざ消極的で、なお糊塗するといふふうにおつしやつておられますが、そういうふうなつもりは全然ございません。先ほど申し上げましたように、

○野原委員 それでは、ただいまの答弁は、なおとれるだけのことはしたい、私の質問の趣旨もわかつたから善処したい、その努力をする、こういうこととでございますから、私はかすにその善処の期間を与えてもよろしゅうございませぬ。従つてこの問題はこれから一体どのように文部当局がこれに善処されて、人権擁護の問題を解決されるか、私は注目をいたしてあります。なおこの問題は重大でありますから、大臣が近い文部委員会に出席されることに、私はそのただいまの善処ということの上に立つて質問をするといふことを申し上げて、打切りたいと思ひます。

○高津委員 関連。今難患者の問題についての質問並びに応答を聞いておつたのであります。私が常に感ずることは、今中小企業が金融引締めのために非常に困つておる。この問題に對して、大蔵省や日銀当局は、まだデフレ政策は序の口であるといふ考へで進んでおる。通産省の方は、これは何とかしなければならぬといふような立場で、同じ政府機関の中で大蔵省と通産省との見解が違ふかのような状態を呈しておるのであります。そうしてさきに藤川虎三という中小企業庁の長官が、中小企業のめんどうを見ておる



昭和二十九年五月二十七日印刷

昭和二十九年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局